平成２３年（フ）第８３号
北海道標津郡中標津町東14条南２丁目１番地６
破産者　有限会社グリーンテック
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１５４７号
仙台市泉区市名坂字原田171番地
破産者　株式会社介護・人材情報センター
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６８号
仙台市若林区種次字市兵衛70番
破産者　株式会社コーゾー
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
最後の住所宮城県東松島市赤井字南新町14番地７、前住所宮城県東松島市大曲字土手下南161番地１
破産者　亡相澤長一相続財産
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第７２４号
茨城県ひたちなか市大字馬渡3884番地の10
破産者　有限会社彩雅
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１０号
栃木県大田原市狭原1223番地144
破産者　氏家　　亨
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７８号
栃木県栃木市大皆川町451番地
破産者　有限会社フジマチック
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６２号
栃木県大田原市八塩147番地２
破産者　齋藤佐和子
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１９６号
栃木県宇都宮市城南３丁目12番６号
破産者　宇梶　一人
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０１号
栃木県下野市薬師寺1753番地１
破産者　みどりクリーニングこと　伊澤　妙子
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２号
埼玉県吉川市吉川１丁目22番地６
破産者　有限会社ジョイント
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５４２号
新潟市中央区古町通２番町669番地２　ダイアパレス古町307号、前住所新潟市中央区関南町10番６号６
破産者　江口　繁樹
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１号
三重県津市大倉１番21号　カーサ丸山203
破産者　岩間　泰則
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４２号
三重県亀山市野村４丁目４番71―３号
破産者　荒木　　妥
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４号
千葉県山武市津辺252番地１
破産者　株式会社アクティブ
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２７号
滋賀県近江八幡市小船木町102番地
破産者　株式会社ハタ
1　決定年月日　平成23年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

破産手続廃止及び免責許可決定中更正

平成２２年（フ）第５７２号
秋田市寺内字三千刈255番地５　ブルージュ３番館102号
破産者　村　　浩太
1　主文　当裁判所が平成23年５月23日になした破産手続廃止及び免責許可決定中、破産者の住所につき「秋田市寺内字三千刈225番地５　ブルージュ　３番館102号」とあるのを「秋田市寺内字三千刈255番地５　ブルージュ３番館102号」と更正する。
2　決定年月日　平成23年６月９日
秋田地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２１年（フ）第７６７２号
山口県大島郡周防大島町大字東三蒲31番地７
破産者　株式会社海生
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０７４号
大阪府吹田市豊津町８番10号アドバンス江坂ビル４階
破産者　株式会社大東
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３１６号
大阪府東大阪市長栄寺７番25号
破産者　川村ケミカ株式会社
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９１２号
大阪府守口市佐太中町３丁目５番１号
破産者　株式会社丸栄本店
1　決定年月日　平成23年６月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部